

恵庭市告示第 44 号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、恵庭市会計規則（平成9年規則第11号）第30条第1項の規定に基づき、下記のものを指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年4月1日

恵庭市長 原 田



1. 委託事務

クレジットカード収納業務

2. 指定納付受託者の住所及び名称

大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA
株式会社エフレジ

3. 指定納付受託者を指定した日

令和7年4月1日

4. 指定納付受託者に納付させる歳入

- (1) 市・道民税（普通徴収に係るもの）
- (2) 固定資産税・都市計画税
- (3) 軽自動車税種別割
- (4) 国民健康保険税（普通徴収に係るもの）

5. 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで